

土地地積現認届出書

清瀬市長 殿

下記の固定資産について、登記簿上の地積と現況の地積（実測地積）との間に乖離があるので、固定資産評価基準第1章第1節二の1の規定に基づき、固定資産税の評価における地積を現況の地積（実測地積）に変更されたく、下記のとおり届出します。

令和 年 月 日

納税義務者

住 所（所在地）： _____

氏 名（名 称）： _____ 印

（電話番号： - - ）

土地の所在地		登記地積		現況地積	
地域	地番				
丁目			m ²		m ²

<届出をされる際の留意事項>

- 提出の際には、不動産登記法規則第77条第1項に定める地積測量図（写し可）またはそれに準ずる図面（土地家屋調査や測量士が作成したもの）を添付してください。
なお、測量図と現況が一致していないと判断できる場合においては認定できない可能性があります。
（例：登記地積が現行（最新）のものより小さかった頃の測量図を用いて届出した場合など）
- この届出は登記簿上の地積を変更するものではありません。
- 賦課期日（1月1日）までに届出することで、当該賦課期日に係る年度分からの適用となります。
（例： 令和N年に届出 → 令和(N+1)年度から適用 ）
また、適用年度前の年度分には適用されません。
- 届出日以後、当該土地において登記地積が変化する登記（地目変更を除く）が行われた事実が確認された場合には、当該登記地積が適用されます。